

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 20 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	糸島・佐賀ハイブリッド栽培研究会における空調機の更新
排出削減事業者名	糸島佐賀ハイブリッド栽培研究会
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	松尾農園（福岡県糸島市志摩町野北 3 9 0 8） 原田農園（佐賀県佐賀市久保田町大字久保田 2 2 8 2）
事業の概要	施設園芸用ハウスにおいて、A 重油焚き暖房機によって暖房を行っていたが、高効率ヒートポンプを導入し、A 重油より炭素排出係数の小さい電力を動力源とすることで暖房用エネルギー使用量と温室効果ガス排出量を削減する。
排出削減量の計画	2012 年度 20 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 20 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2013 年 1 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：松尾農園、原田農園</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012年12月27日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>既存設備は本事業においても継続使用することから、本事業が実施できない場合にも、既存の設備が継続的に使用可能であると言えることを現地の視察において確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本事業の投資回収年数計算については、入手した根拠資料、質問および検算により、松尾農園において3.1年、原田農園において3.8年と算定されることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) トマト農家である本研究会の2つの事業者にとって、本事業に係る設備投資負担は軽いものではなかったが、本事業の実施により、ヒートポンプとA重油暖房機のハイブリッド暖房により栽培条件を改善・効率化し作物の高品質化を目指すことができることに加えて、重油の使用抑制や省エネ・省CO2を推進することができることを重視し、本事業の実施に至ったことを確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論004「空調設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号004 空調設備の更新】</p>

	<p>適用条件 1 については、事業実施前後の設備のカタログ等との照合、検算等により、高効率の空調設備への更新であることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、既存の A 重油加温機は事業実施後もヒートポンプと併用して継続利用することから、条件を満たすことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として導入したヒートポンプ自体の電力使用量を計測できることを、現地視察による電力メーターの目視、メーターの計測対象の確認、排出削減事業者への質問等により確認した。</p> <p>2) 既存設備の使用年数は、一部が法定耐用年数の 2 倍を超えているが、事業実施後もヒートポンプを補完して継続利用することを、現地視察、質問および関連資料の閲覧により確認した。</p> <p>3) 本事業のうち松尾農園における事業実施後電力使用量のモニタリングにおいては「国内クレジット制度における農業用ヒートポンプ導入に伴う温室効果ガス排出削減に係るモニタリング方法（第 20 回認証委員会の参考資料 1）」を採用しており、ヒートポンプ導入前の電力使用量の記録（2 年間分）、事業実施場所における電力を使用する設備の設置状況に変更がないこと、また事業実施前の 2 年間において負荷変動が 5%未満であることを、関係者への質問及び関連証憑の閲覧により確認した。</p> <p>4) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- ・更新前の設備においては、冷媒自体を使用していないことを確認している。

以上